

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)(案)に関する意見及びその考え方

総論

| 意 見 | 考 え 方 |
|---|--|
| <p>意見1 市場環境や競争環境の変化を踏まえていない既存の規制が、ユーザ利便、更なる IP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ICT 利活用の促進や日本の国際競争力の向上を阻害している。公正競争レビュー制度実施の際には現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃すべき。</p> | <p>考え方1</p> |
| <p>■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。</p> <p>モバイル市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。こうした中、KDDI殿が、本年3月1日より、スマートフォンとFTTH等の組み合わせによる割引サービスの提供を開始する等、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきており、もはや、両者は同一市場の中でサービスを提供し、ユーザがこれを選択するといった環境となっております。</p> <p>加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> このように、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定とモバイルの垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。 こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえ、依然として固定とモバイル、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。 | <p>■ 2012年度から運用する「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下「公正競争レビュー制度」という。)においては、現行の競争セーフガード制度における指定電気通信設備制度及びNTTグループに係る累次の公正競争要件に係る規制の遵守状況の検証に加え、ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証を行う。当該検証においては、CATVインターネットや移動体データ通信といった多様なサービスも含んだブロードバンド市場環境及び利用環境に関する検証や、各関係主体によるブロードバンド普及促進に向けた取組の進展状況についても検証を行うこととする。</p> <p>これらの検証結果を踏まえ、2014年度にブロードバンド普及促進策や既存の規制に係る有効性及び適正性について包括的な検証を行うが、当該包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造等を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合、NTTの在り方を含む競争ルール全体の枠組みの見直しについて検討することとなる。また、それ以外にも、ブロードバンド普及促進の観点から包括的検証を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合は、必要に応じ、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(以下「ブロードバンド競争政策委員会」という。)等の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講ずることとする。</p> <p>■ これまでに注視事項として掲げた項目は、実際の運用</p> |

- ・ 来年度からは競争セーフガード制度に替わり、公正競争レビュー制度が導入されますが、ブロードバンドの普及促進を目的とした検証を行うにあたっては、こうしたブロードバンド市場の実態を的確に捉え、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。
- ・ また、ブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきです。当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えており、こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると考えます。
このため、参入・普及が進んでいる、或いは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末 メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと考えます。
- ・ なお、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備され、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、こうした検証に基づき、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドへの規制は最小限のものに留めるといった政策転換を図っていただきたいと考えます。
- ・ 加えて、今年度の検証結果においても、複数の事項が引き続き注視事項とされておりますが、注視事項として検証結果に記載されること自体、当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせかねないことから、過去に注視事項とされたものについて、現に公正競争上の問題が生じていないものは、あらためて注視事項として記載しないよう見直しを行っていただきたいと考えます。

(NTT東日本)

■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

モバイル市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる

次第では公正競争環境が確保されないおそれがあることから、引き続き注視していくことが適当である。

環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。こうした中、KDDI殿が、本年3月1日より、スマートフォンとFTTH等の組み合わせによる割引サービスの提供を開始する等、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなっており、もはや、両者は同一市場の中でサービスを提供し、ユーザがこれを選択するといった環境となっております。

加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。

- ・ このように、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定とモバイルの垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

- ・ こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえ、依然として固定とモバイル、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。

- ・ 来年度からは競争セーフガード制度に替わり、公正競争レビュー制度が導入されますが、ブロードバンドの普及促進を目的とした検証を行うにあたっては、こうしたブロードバンド市場の実態を的確に捉え、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。また、ブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきです。当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えており、こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると思えます。

このため、参入・普及が進んでいる、或いは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導

| | |
|---|--|
| <p>入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備され、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、こうした検証に基づき、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドへの規制は最小限のものに留めるといった政策転換を図っていただきたいと考えます。 ・ 加えて、今年度の検証結果においても、複数の事項が引き続き注視事項とされておりますが、注視事項として検証結果に記載されること自体、当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせかねないことから、過去に注視事項とされたものについて、現に公正競争上の問題が生じていないものは、あらためて注視事項として記載しないよう見直しを行っていただきたいと考えます。 <p>(NTT西日本)</p> | |
| <p>意見2 現行の競争セーフガード制度は有効に機能してこなかった側面が存在する。公正競争レビュー制度においては、検証方法や継続的なチェックやPDCAサイクルの実行等についてガイドライン等において明確する等の運用の見直しを行い、検証の結果問題があった場合は直ちに対処すべき。</p> | <p>考え方2</p> |
| <p>■ 現在、我が国の通信市場は、ネットワークのブロードバンド化・光化等の進展がめざましく、政策としても「光の道」構想の必要性が謳われ、2015年頃の実現に向け、各種取組みがなされる等、まさに転換期を迎えています。直近の競争環境においては、電気通信事業法等関係法令の改正により、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西殿」という。）の機能分離や活用業務の届出制への移行がなされる等、NTT グループに係る累次の公正競争要件の見直しがなされました。このように激変する市場・競争環境において、公正競争を確保していくために、各種制度移行の成果や影響等について、速やかな検証が求められるところであり、その意味において、競争セーフガード制度（以下、「本制度」という。）の存在意義がまさに問われている状況にあると言えます。</p> <p>他方、本制度については、2007年の制度創設以降、必ずしも有効に機能してこなかった側面が存在するものと考えます。競争事業者からの各種問題提起にも係らず、2009年のNTT 西日本殿による接続情報の目的外利用に係る事案の発覚や未然の防止等には至らなかったことにも顕著なように、従前より、弊社共が指摘してきた事案の収集・検証・措置の発動等の各プロセスにおける課題により、タイムリーに有効な措置が講じられてきたとは言えないものと考えます。本年における本制度の運用においても、検証プロセスとしては前年度以前に倣ったものとなっており、本検証結果案に示された措置内容についても平行して制度見直し等がなされた一部の項目を除き、「注視」という名の下</p> | <p>■ 公正競争レビュー制度の検証結果の活用方法については、考え方1前段のとおりであり、継続的な検証やPDCAサイクルの実施といった観点からも、検証制度は十分に機能すると考える。</p> |

に、実質先送りとなっている案件が多数を占める結果となっています。

そうした中、市場においては光の閉鎖的環境と相俟って、NTT グループの独占化がより一層進展し、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿による請求統合施策に顕著なNTT グループ再統合や活用業務等による NTT 東西殿の業務範囲拡大が活発化する等、過去蓄積してきた競争政策の根幹を揺るがしかねない事案の発生で公正競争への悪影響が大いに懸念される所であり、競争セーフガードの著たる本制度がこうしたダイナミックな市場の実態に追いついていない感は否めません。

次年度以降、本制度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」に移行されることとなりますが、これまでの本制度の運用において得られた経験等も踏まえ、本制度見直しを機に、運用方法等の抜本的な見直しを実施頂き、真の意味で有効な堅牢強固な検証制度として頂くことを要望します。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ はじめに

現行の競争セーフガード制度は、公正競争確保のため、電気通信事業法及びNTT法の遵守状況を定期的に検証するスキームとして平成19年度より運用されてきました。

これまで、公正競争上の問題として重ねて指摘してきた項目に対しては、「引き続き注視する」という結論が続き、また総務省がNTT東・西に対する行政指導により要請して受領した報告の詳細な内容の開示、その報告内容に関する継続的なチェック、検証結果への反映等のPDCAサイクルの実施はなされませんでした。そのような中、NTT西日本による接続情報の目的外利用の事案が発生したことや、NTTファイナンスを活用したグループ一括請求の施策が発表されたことに鑑みると、現行の競争セーフガード制度によって公正競争要件の有効性・適正性が確保されているとは到底言えず、これまでの本制度における検証スキームは形骸化していると言わざるを得ません。

今後は、公正競争レビュー制度において引き続き検証が行われますが、その検証プロセスについては、これまで同様不透明なままであれば、制度としての実効性が確保されない恐れがあります。そのため、検証方法や継続的なチェック、PDCAサイクルの実行等についてガイドライン等において明確化し、検証結果についてもこれまで以上に細やかに、情報通信審議会における定期的な調査審議を行なうことが必要と考えます。また、検証の結果、問題が見られた場合は、その原因を特定し、直ちに排除する仕組みを作ることも重要であることから、包括的な検証の結果を待つことなく、速やかに見直しを行うべきと考えます。

(KDDI)

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア) 指定要件に関する検証

| | |
|---|---|
| <p>意見3 第一種指定電気通信設備の指定要件については、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考え方を維持するという検証結果案に賛同。</p> | <p>考え方3</p> |
| <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考え方を維持するという検証結果案に賛同します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果(案)における指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を維持するとの考え方に賛同します。 特に、コア網はPSTNからNGNへ、アクセス網についてはメタルから光へのマイグレーションが進展している現況を鑑みれば、メタル/PSTNと光/NGNの双方にて、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は重要な役割を果たすと考えられるため、引き続きネガティブリストの運用と共に維持することが適当と考えます。 (イー・アクセス)</p> | <p>—</p> |
| <p>意見4 今後の指定要件に関する検証においては、光ファイバ回線とメタル回線を明確に区分し、モバイルアクセスも含め、個々にボトルネック性の有無等の検証を行い、規制の要否を判断すべき。また、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定して、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用すべき。</p> | <p>考え方4</p> |
| <p>■ これまで再三申し上げてきたとおり、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ回線等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバ回線を自前設置できる環境は更に整備されてきていること - 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ回線等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること | <p>■ 第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)の指定方法に関しては、新たに導入する設備はアクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いと考えられることを踏まえると、指定方法をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない状況が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある。また、競争セーフガード制度において毎年度指定対象設備を検証しているところ、ネガティブリスト方式の採用により東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)が競</p> |

- 「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること
- KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバ回線を敷設しサービスを提供することは十分可能であること
- 加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと
- これまでの競争セーフガードの検証において、メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする理由には、再三申し上げてきたとおり、合理性がないこと
- ・ 加えて、ブロードバンド市場におけるアクセス手段としては、メタル回線だけではなく、CATV回線や3G、WiMAX及びLTE等のモバイル回線等、多様化しており、現にお客様はアクセス回線を自由に選択して、ブロードバンドサービスを利用しており、さらに、モバイル回線の高速化に伴い、モバイル回線だけでブロードバンドサービスを利用するお客様も増加してきていることから、光ファイバ回線だけを指定電気通信設備とする理由はないと考えます。
- ・ また、現行制度の下においては、当社のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定して、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用していただきたいと考えます。

(NTT東日本)

■ 冒頭で申し上げたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきており、もはや、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなっている中、他の通信事業者の事業展開にあたっては、端末系伝送路設備だけでなくモバイルアクセスの利用も必要不可欠となっています。

また、端末系伝送路設備に関しても、光ファイバ回線の場合、線路敷設基盤のオープン化により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、現に健全な設備競争が進展している点でメタル回線とは大きく状況が異なります。

現に、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果」にて超高

争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の検証においても特段見受けられない。

したがって、NTT 東西の今回の御意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、2011年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。

■ 端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することについては、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において示した考え方のおりであり、共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること等に鑑みれば合理性があると考えられる。

このため、NTT 東西の今回の御意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、検証結果に示したとおり、端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定する方法を引き続き維持することが適当である。

| | |
|--|--|
| <p>速ブロードバンドサービスの基盤利用率が示されていますが、NTT東西のFTTHサービスシェアが低いエリアほど基盤利用率が高い(例 東京都:基盤利用率1位 NTTシェア:35位、滋賀県:基盤利用率2位 NTTシェア:47位)、すなわち他事業者が積極的に事業展開し、競争が促されている傾向にあります。このように、光ファイバ回線に係る設備競争の利活用促進に対する寄与度が大きく、メタル回線のシェアとブロードバンドサービス市場の競争状況には直接的な関連がないことを踏まえれば、光ファイバ回線のボトルネック性は当該回線個別の状況をもって判断すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、今後の指定要件に関する検証においては、光ファイバ回線とメタル回線を明確に区分し、モバイルアクセスも含め、個々にボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、従来から申し上げているとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定して、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用すべきと考えます。 <p>(NTT西日本)</p> | |
|--|--|

イ) 指定の対象に関する検証

| | |
|--|---|
| <p>意見5 マンション向け屋内配線については、NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること等から、一種指定設備に該当するものではない。なお、マンション向け屋内配線の転用については、相互転用の実施に向けて事業者間協議を進めている。</p> | <p>考え方5</p> |
| <p>■ マンション向け屋内配線については、当社自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること等から、一種指定設備に該当するものではないと考えております。</p> <p>なお、マンション向け屋内配線の転用については、現在、様々な設備形態毎に想定される具体的な課題を整理するとともに、課題の検証を行うため、KDDI殿から個別物件を提示いただき、トライアルを実施することとしており、相互転用の実施に向けて、事業者間協議を進めているところです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ マンション向け屋内配線については、NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること等から、一種指定設備に該当するものではないと考え</p> | <p>■ マンション向け屋内配線については、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成 21 年 10 月 16 日。以下「接続ルール答申」という。)において、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT 東西の FTTH のシェアとマンション向け屋内配線のシェアが連動しないこと等から、一種指定設備には該当しないものと整理されている。</p> <p>また、情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進に向けた環境整備の在り方について」(平成 23 年 12</p> |

ております。

- なお、マンション向け屋内配線の転用については、当社としては、昨年3月にKDDI殿に対し当社の基本的考え方を提示するとともに、まずは具体的な転用手続きや条件等を整理するため、相互転用を希望する具体的な個別物件を提示いただくことに同意いただいております。相互転用の実施に向けて、事業者間協議を進めているところです。

(NTT西日本)

月 20 日。以下「ブロードバンド答申」という。)においても、この点について改めて検討が行われ、「マンション向け屋内配線には光配線方式、LAN 配線方式、VDSL 配線方式の3種類があり、そのうち光配線方式が NTT 東西のマンション向け FTTH サービスに占める割合は、接続ルール答申時(2009 年 10 月)には約3%であったが、2011 年3月末時点では約 17%(NTT 東日本)、約 16%(NTT 西日本)まで上昇している。これに対し、VDSL 方式は接続ルール答申時には約 97%であったが、2011 年3月末時点では約 80%(NTT 東日本)、約 84%(NTT 西日本)に低下している。以上の状況は光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当」とされたところである。

- マンション向け屋内配線の転用ルールについては、接続ルール答申において、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することが適当とされている。

また、ブロードバンド答申においても、この点について改めて検討が行われ、「マンション向け FTTH の場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得するケースが多く、屋内配線の転用が出来ない場合には、既存事業者による顧客ロックイン効果が一層高くなることから、屋内配線を転用する必要性・有用性は戸建て向け FTTH の場合より高いと考えられる。この点、マンションの設備設置形態は千差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要がある。現在 NTT 東日本と KDDI の間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあることから、これを引き続き注視することとし、転用手続や条件等の転用ルールに係る具体的内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当」とされたところである。

以上を踏まえ、事業者間協議の状況について NTT 東

| | |
|---|---|
| | 西に報告を求めているところであり、今後、NTT 東西からの報告結果を踏まえた対応を行うこととする。 |
| 意見6 集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した光屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるよう転用ルールを整備し、事業者を選択できるようにすべき。 | 考え方6 |
| <p>■ 集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、従前より NTT 東西殿が排他的に光屋内配線を設置しており、ユーザが自由に競争事業者のサービスを選択することが困難な状態です。ユーザ利便の向上のためにも、通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で利用可能となるよう、転用ルールを早期に整備の上、戸建て向け同様、NTT 東西殿の接続約款への規定を行うべきと考えます。従って、関連設備の第一種指定電気通信設備への対象追加等を含むルール化についても、引き続き検討していくことが必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ マンション向け屋内配線の転用ルールについて今回の検証結果(案)では触れられておりませんが、集合住宅向け FTTH の屋内配線の転用ができない場合、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高くなり、利用者は他事業者選択ができない等不利益を受けます。</p> <p>また NTT 東西が設置する屋内配線のうち光配線方式については、「考え方 13」で示されております通り、今後更に増加が予想される状況にあります。そのため転用ルールについては、接続ルール答申において、「FTTH サービスのマンション向け屋内配線の考え方」で示されているような自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限るといった考え方ではなく、他の事業者もユーザー単位で再利用可能とする転用ルールを整備していただきたいと考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>■ マンション向け屋内配線の転用ルールについて</p> <p>ユーザーの選択肢を広げ、利便の向上を図るためにも、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるよう転用ルールを整備し、事業者を選択できるようにすべきです。</p> <p>「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月20日)(以下、「ブロードバンド答申」と言う)に記述されている通り「NTT東日本とKDDIの間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況」ではありますが、今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、NTT 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなどの措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | ■ 考え方5に同じ。 |

ウ) アンバンドル機能の対象に関する検証

| | |
|--|---|
| <p>意見7 NGNの通信プラットフォーム機能のオープン化の検討を進めるとする検証結果案の方向性に賛同。</p> | <p>考え方7</p> |
| <p>■ 現在、NGN の帯域制御機能や認証・課金機能といった通信プラットフォーム機能については、通信サービスと切り離れた形では提供されておらず、接続事業者の多様なサービス提供を制限しています。従って、当該機能のオープン化の検討を進めるとする検証結果案の方向性に賛同します。なお、これらについては、事業者間の自主的取組みに委ねるのみではなく、接続ルールの在り方等を検討する「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」(以下、「接続委員会」という。)のような専門の委員会において、整理を図るべきと考えます。なお、検討を行う上では、通信プラットフォーム機能のアンバンドルのみならず、接続事業者からの要望も踏まえ、当該機能相当を事業者間接続において実現する代替的方策を含む多様な接続メニューを視野に入れるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>—</p> |
| <p>意見8 ブロードバンド環境の利活用を促進するためには、NTT 東西は『接続事業者からの具体的な要望を待つ』のではなく、『NTT 東西が主導して』オープン化可能なインタフェースを開放し、「誰でも」「簡単に」かつ「小規模なサービスから」でも始められるような環境を整えるべき。</p> | <p>考え方8</p> |
| <p>■ NGNのオープン化については、H23年12月の「ブロードバンド答申」でも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者の見解： NTT 東西が主導すべき ・ NTT 東西の見解： 事業者から具体的な要望を行うべき <p>と、見解が対立したままであることが述べられている。</p> <p>一方、現状の NGN の利活用の状況を見ると、そのほとんどはひかり電話とインターネットへのアクセス網として使われているだけであり、NGN の持つ特有の機能などを利用した使われ方はほとんどされていない。また、NGN 上でサービスを提供する事業者向けのインタフェースである SNI についても、提供されているのはフレッツ・キャストの1種類だけであり、かつ月額80万円からというきわめて大規模なサービス提供を想定したメニューとなっている。当初想定したような NGN が持つ特有な機能を活かした多種多様なサービスが提供される状況には程遠いのが現実である。</p> <p>ブロードバンド環境の利活用を促進するためには、NTT 東西は『接続事業者からの具体的な要望を待つ』のではなく、『NTT 東西が主導して』オープン化可能なインタフェースを開放し、「誰でも」「簡単に」かつ「小規模なサービスから」でも始められるような環境を整えるべきである。NTT 東西による自主的なインタフェースのオープン化と柔軟なサービスメニューの速やかな提供を望むものである。それによって NGN の利活用が促進され、ユーザの利便性が向上すると共に、NTT 東西自身にとっても NGN を利用したサービスが活況を呈することは歓迎すべき状況であると考える。 (テレコムサービス協会)</p> | <p>■ NNI におけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド答申において「ブロードバンド普及促進に向けては様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP 網同士の間直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に(中略)、一定のオープン化を検討することが適当」とされたところである。</p> <p>また、SNI におけるプラットフォーム機能については、「多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るため、後述の NGN における機能に係るアンバンドルの考え方も踏まつつ(中略)、一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当」とされたところである。</p> <p>以上を踏まえ、検討状況について、NTT 東西に報告を求めているところであり、今後、NTT 東西からの報告結果を踏まえた対応を行うこととする。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>意見9 プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望を受け、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法である。</p> | <p>考え方9</p> |
| <p>■ インターネット上では、既にGoogleやApple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスが提供されており、音声通信もアプリケーションサービスの1つに過ぎず、多様なプレイヤーが自由にサービスを提供しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。 ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要と考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることはできません。 ・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。 ・ なお、平成24年4月に開催予定の第7回「PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場」において、「事業者間の接続形態」をテーマに議論予定であり、この場を活用して「通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI)」についても具体的なご要望をご提示いただければ、その内容を基に検討していく考えです。 <p>(NTT東西)</p> | <p>■ 考え方8に同じ。</p> |
| <p>意見10 GC接続類似機能や光のファイバシェアリングについては、OSU共用と同様、極めて重大な問題があり、また、実現に当たっては、膨大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすことになるため、実施する考えはない。</p> | <p>考え方10</p> |
| <p>■ 従来から申し上げているとおりGC接続類似機能や光のファイバシェアリングについては、OSU共用と同様に、</p> <ul style="list-style-type: none"> - サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること - 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、コアネットワークを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害 | <p>■ 加入光ファイバの分岐単位接続料設定の適否については、ブロードバンドの普及促進の観点から検討を行い、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との本年3月29日付情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、同日の平成24年度一芯単位接続料に係る乖離額補正認可の際</p> |

| | |
|--|--|
| <p>がでること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること <p>といった、極めて重大な問題があり、また、実現にあたっては、膨大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすことになることから、当社として実施する考えはありません。</p> <p>また、分岐回線単位の接続料を設定することについても、OSUを事業者間で共用して1芯を利用している場合であれ、OSUを専用して1芯を利用している場合であれ、1芯を専用しているにもかかわらず、その専用に伴うコストを負担しなくてもよい仕組みとなるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当社設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること - 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら営業している当社以外の設備構築事業者と、分岐端末回線単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと - サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること <p>といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。</p> <p>(NTT東西)</p> | <p>にこれらを条件として付したところである。</p> <p>なお、加入光ファイバについては、今後も公正競争レビュー制度における「第一種指定電気通信設備に関する検証」の中で、指定要件等に関して検証を行うことが想定される。</p> |
| <p>意見11 分岐単位接続料制度には、以下の2点において解決し難い大きな問題があり、公正な競争環境を歪めるものと考えているため、その導入に断固反対。</p> | <p>考え方11</p> |
| <p>■ 分岐単位接続料制度には、以下の2点において解決し難い大きな問題があり、公正な競争環境を歪めるものと考えているため、その導入に断固反対いたします。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましても、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> | <p>■ 考え方10に同じ。</p> |
| <p>意見12 分岐単位接続料等について引き続き検討することのできる場を設けるべき。</p> | <p>考え方12</p> |
| <p>■ 分岐端末回線単位の接続料設定については、2011年10月より接続委員会において議論が再開</p> | <p>■ 考え方10に同じ。</p> |

され、現在、その適否について議論が行われています。本議論は、2010年12月に取りまとめられた「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標)実現のために、「競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、分岐回線単位での接続料設定を含め、2011年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当」との方針に沿って検討がなされてきたものと認識しております。

しかしながら、2012年3月6日の接続委員会において提示された「とりまとめの方向性(案)」では、光配線区画の拡大とその光配線区画の拡大が完了するまでの間の補完的な措置としてのエントリーメニューの導入の方向性が示され、1ユーザ単位での競争が可能な分岐単位接続料に関しては否定的な表現となっています。光配線区画の拡大については、一定程度の効果があるものと推測されるものの、新たな配線区画の整備に一定期間(少なくとも2~3年)を要することや1ユーザ単位での競争が可能になるわけではなく、競争政策としては不十分であると考えます。また、エントリーメニューに関しては、現在の一芯単位接続料と何ら変わりはなく、新規事業者の参入を生み出していく環境構築が可能な方策とは思えません。

以上の点を踏まえ、弊社共は、「アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者の参入促進」の観点から、以下を要望します。本要望に沿って、1ユーザ単位での競争が可能となる環境の整備が行われることにより、「光の道」の方針である「競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化」が実現できるものと考えます。

1. NTT東西殿を含めたOSU共用等の継続的な議論を行う場の設置
2. FTTH市場への新規事業者参入及びサービス競争促進実現のための分岐単位接続料設定を検討する場の設置

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 現在、接続委員会では、分岐単位接続料の検討が行われていますが、結果として「配線区画の拡大」と競争事業者が参入していないGC局への「エントリーメニュー」の導入に留まる見込みです。しかしながら、以下の観点からは、地域的要素に係らずFTTH市場における競争環境は促進されていないと考えます。

- ・ 公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果によれば、競争地域とされる都市部においても、未だ超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は低い水準にあること。【東京都:54.6%、大阪府:51.6%(平成22年度末)】(※1)
- ・ FTTHの市場シェアはNTT東西殿の独占傾向にあること。【NTT東西殿:74.5%(平成23年9月末)】(※2)
- ・ 固定ブロードバンド市場全体の伸びは鈍化していること。【固定ブロードバンド(FTTH+DSL+CATV)純増数 平成22年度:124.2万契約】(※2)

以上から、都市部も含めた複数事業者の参入を促進させる有効的な接続料金メニューとして、分

| | |
|--|---|
| <p>岐単位接続料の有用性は否定できないものと考えます。 したがって、分岐単位接続料は、引き続き検討の俎上からおろすことなく、公正競争レビュー制度等も踏まえた競争政策委員会等の場で、適宜議論を行えるような整理しておくべきと考えます。 また、エントリーメニューについては、既に光サービスを提供している大規模事業者が、エントリーメニューを活用しスケールメリットを働かせることで、更なる寡占化が進む可能性があることに留意すべきと考えます。</p> <p>(※1)ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案) (※2)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成23年度第2四半期(9月末)) (イー・アクセス)</p> | |
| <p>意見13 検証結果(案)における加入光ファイバの部分的な開放について、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべきとする考え方に賛同。</p> | <p>考え方13</p> |
| <p>■ 光ファイバの部分的開放は、後発事業者等の事業展開を容易にし、ユーザへの多様なサービス提供に資すると考えられることから、ルール化に向けて、一層の事業者間協議を推進すべきとする検証結果案に賛同します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果(案)における加入光ファイバの部分的な開放について、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべきとする考え方に賛同します。 FTTH市場における独占事業者でもあるNTT東西殿と競争事業者におけるボトルネック設備利用の同等性を確保する観点から、当該ルールの新設については早期に対応頂く必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p> | <p>—</p> |
| <p>意見14 地中化エリアにおける光ファイバの部分的開放については、ブロードバンド答申において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」と示されているとおり、必要に応じ要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について協議を進めていく考え。</p> | <p>考え方14</p> |
| <p>■ 地中化エリアにおける光ファイバの部分的開放については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月)において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」と示されているとおり、要望事業者からの具体的なご</p> | <p>■ 光ファイバの部分的な開放については、競争事業者が地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した光ファイバのう</p> |

| | |
|---|--|
| <p>要望を踏まえて接続条件や追加費用等について協議を進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること - 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クローザー内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 地中化エリアにおける光ファイバの部分的開放については、具体的な要望をいただいております。ただし、ブロードバンド答申において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」と示されているとおり、必要に応じ要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について協議を進めていく考えです。なお、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること - 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クローザー内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること <p>(NTT西日本)</p> | <p>ち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものであり、NTT 東西においては光ファイバの利用率を上げるとともに、一定程度の光ファイバ設備を有する他事業者においては事業展開の柔軟性を高め、(競争事業者が上部区間の光ファイバを敷設・活用するという点で)設備競争を促進する効果が期待されるものである。</p> <p>この点、ブロードバンド答申において、「メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、3月以来協議が十分に進んでいない状況にある。したがって、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」とされたところである。</p> <p>以上を踏まえ、事業者間協議の状況等について、NTT 東西に報告を求めているところであり、今後、NTT 東西からの報告結果を踏まえた対応を行うこととする。</p> |
| <p>意見15 検証結果(案)における光サービスなどへの移行円滑化の観点から、コロケーション等の利用ルールの見直しを検討すべきとの考え方に賛同。</p> | <p>考え方15</p> |
| <p>■ 検証結果(案)における光サービスなどへの移行円滑化の観点から、コロケーション等の利用ルールの見直しを検討すべきとの考え方に賛同します。</p> <p>現に、検証結果(案)に示されているスペースの空きが無い(Dランク)事例に加え、電力容量の空きが無い(Dランク)事例等も発生し、Dランクビルの設備更改が進まず、移行期における接続事業者の設備構築に多大な影響を及ぼしております。</p> <p>したがって、移行期における公正な競争環境を確保する観点から、接続事業者のサービス展開に影響を与えないように、コロケーションルール等について以下に挙げた事項の見直しを行うことで新陳代謝を上げる必要があると考えます。</p> | <p>—</p> |

| | |
|---|--|
| <p><見直し事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロケーション設備のパッケージ撤去等の設備減設方法の簡易化と費用負担の見直し ・ コロケーション設備の撤去に伴うルール(「6ヶ月前ルール」)の見直し ・ コロケーションスペース及び電力容量に空きがない場合の既存リソースの有効利用等、柔軟な仕組みの導入等 <p>(イー・アクセス)</p> | |
| <p>意見16 当社は、コロケーションスペースに空きが無いビルにおいて、交換機等の当社設備の更改等により空きが発生した場合は、速やかに情報を更新する等リソース管理や情報開示を適切に実施している。また、コロケーションスペースの増設計画を行う際は、決定後速やかに当社ホームページに自主的に、増設予定時期の情報を開示しており、今後も引き続き実施していく考え。</p> | <p>考え方16</p> |
| <p>■ 当社は、コロケーションスペースに空きが無いビルにおいて、交換機等の当社設備の更改等により空きが発生した場合は、速やかに情報を更新する等リソース管理や情報開示を適切に実施しております。</p> <p>また、コロケーションスペースの増設計画を行う際は、決定後速やかに当社ホームページに自主的に、増設予定時期の情報を開示しており、今後も引き続き実施していく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、コロケーションスペースの増設については、当社は増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しており、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月)においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」と示されております。 <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社は、コロケーションスペースに空きがないビルにおいて、交換機等の当社設備の更改等により空きが発生した場合は、速やかに情報を更新する等リソース管理や情報開示を適切に実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、コロケーションスペースの増設計画を行う際は、決定後速やかに当社ホームページに自主的に、増設予定時期の情報を開示しており、今後も引き続き実施していく考えです。 ・ なお、コロケーションスペースの増設については、当社は増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しており、ブロードバンド答申においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」と示されております。 <p>(NTT西日本)</p> | <p>■ コロケーションスペースについては、ブロードバンド答申において、「コロケーションを行うためのスペースがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置出来ない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。」</p> <p>「まずは、総務省において、NTT局舎のうちどの程度がDランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当」「その上で、Dランクとされた局舎におけるNTT東西の取組みも踏まえて、今後本格化する移行を円滑化する観点から現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当」「なお、その際、NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者の予見性を高める観点から、数ヶ月先の設備計画をNTT東西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべき」とされたところである。</p> <p>以上を踏まえ、まずは総務省において、Dランク局舎の割合、当該Dランク局舎がDランクである期間等につ</p> |

| | |
|--|--|
| | いて具体的に把握することが必要であり、NTT 東西に対し報告を求めているところである。今後、NTT 東西からの報告結果を踏まえた対応を行うこととする。 |
| 意見17 接続委員会等の公の場において、光配線区画の適正化や、コロケ及び中継ダークのリソース枯渇解消について、以下のような内容を四半期毎に検証し、見直しが必要であれば適切な対応を行うべき。 | 考え方17 |
| <p>■ コロケ及び中継ダークファイバの利用ルールの改善について</p> <p>検証結果(案)には、ブロードバンド答申で示されたとおり、総務省において調査を行い検討していますが、解消に向けた検証プロセスの明確化が必要と考えます。</p> <p>具体的には、接続委員会等の公の場において、光配線区画の適正化や、コロケ及び中継ダークのリソース枯渇解消について、以下のような内容を四半期毎に検証し、見直しが必要であれば適切な対応を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 情報がタイムリーに開示されているか - 接続事業者は、NTT 東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか <p>(KDDI)</p> | <p>■ 光配線区画の適正化については、本年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申において、加入光ファイバの分岐単位接続料設定の適否については、ブロードバンドの普及促進の観点から検討を行い、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当とされたことを踏まえ、平成24年度一芯単位接続料に係る乖離額補正認可の際にこれらを条件として付したところである。</p> <p>また、光配線区画の見直しの状況については、NTT 東西に対し報告を求めているところである。</p> <p>今後、NTT 東西からの報告結果等を踏まえた対応を行うこととする。</p> <p>■ コロケーションスペースについては、考え方16に同じ。</p> |

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア) 指定要件に関する検証

| | |
|--|--|
| 意見18 モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直し、第一種指定電気通信設備制度並の接続制度とすることが必要。また、禁止行為規制の適用対象を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して規制を課すべき。 | 考え方18 |
| <p>■ モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する</p> | <p>■ 有限希少な周波数を利用するモバイル市場において、市場の活性化のためには、周波数の割当てを受けないMVNOの参入を促進し、公正競争を確保することは重要と考えられる。しかしながら、接続ルール答申で示されているとおり、第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)を設置する電気通信事業者(以下「二種</p> |

等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。

具体的には、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入することが必要です。

また、禁止行為規制の適用基準を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すべきであります。特に、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、当該モバイル事業者に対し、自グループ内の固定通信事業者(もしくは自社内の固定通信事業部門)と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。

(ケイ・オブティコム)

指定事業者」という。)には、一種指定設備を設置する設置する電気通信事業者のような設備のボトルネック性が存在しない中で、二種指定事業者以外の事業者との間で設備競争・サービス競争を行っている状況にあり、二種指定事業者による迅速・機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築への影響に鑑みれば、接続約款の認可制等の一種指定設備制度並の規制を採用することは、現時点では必ずしも適当ではない。

■ 上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことについては、第二種指定電気通信設備に第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないなかで、モバイル市場において営業収益で相対的に大きな占有率を占めている等の事業者が市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発展に及ぼす弊害が著しく大きく、看過し得ないことに鑑み、このような者を禁止行為規制に従うべき市場支配力を有する電気通信事業者として指定できることとしたものである。このような規制の趣旨に照らし、その適用の対象は市場支配力を有する電気通信事業者に限定すべきであることから、上位3社のモバイル事業者に対して適用することは適当ではない。

■ なお、二種指定設備制度の見直しについては、ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当」との結論が示されたことを踏まえ、二種指定設備制度の対象の拡大に向けて、平成 24 年2月に、情報通信行政・郵政行政審議会に電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 46 号。以下「事業法施

| | |
|---|--|
| | 行規則」という。)の一部改正を諮問したところであり、同審議会における検討を注視することが適当である。 |
| 意見19 二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げることが、当然の措置。また、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠の開示をすることを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要。 | 考え方19 |
| <p>■ 一種指定設備規制の対象とされているNTT東西のひかり電話サービスの契約者数が約1,400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイルの契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月)及び現在意見募集されている電気通信事業法施行規則改正案において、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とすることは、当然の措置であると考えます。</p> <p>・ しかしながら、既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドライン)に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他の携帯電話事業者との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠の開示をすることを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> | <p>■ 二種指定設備制度の対象については、考え方18に同じ。</p> <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。なお、接続料の算定根拠の開示については、事業法施行規則の一部改正に係る審議を踏まえる必要があるが、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については(中略)、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である」とされている。</p> |
| 意見20 第二種指定電気通信設備制度が競争促進等を目的とすることを踏まえれば、規制の最小化の観点から、その市場において真に交渉力が高く、市場支配的な事業者を特定し、適切な規制を適用することにとどめるべき。二種指定制度の閾値の変更等を行う際には、移動体通信市場における現状認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべき。 | 考え方20 |
| <p>■ 現在、「情報通信行政・郵政行政審議会」にて、第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)の見直しが検討されているところですが、当該制度が競争促進等を目的とすることを踏まえれば、規制の最小化の観点から、その市場において真に交渉力が高く、市場支配的な事業者を特定し、適切な規制を適用することにとどめるべきと考えます。仮に、こうした本質から逸脱し、必要のない事業者にまで関連規制を適用する場合、競争促進の目的から外れた単なる規制強化につながりかねません。移動体通信市場においては、競争事業者各社の企業努力による新サービスの提供等の創意工夫により、僅かながら市場競争が進展したものの、旧国営事業体グループという特性や先行事業者としての強い優位性等、競争上のハンディキャップがいまだ存在しています。そうし</p> | <p>■ 考え方18に同じ。</p> |

| | |
|---|------------------------------------|
| <p>た中、50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者と他の競争事業者に一律の規制を適用することは、競争環境の悪化を誘引する懸念があるものと考えます。従って、二種指定制度の閾値の変更等を行う際には、上記の現状認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | |
| <p>意見21 二種指定制度の趣旨等を踏まえ、禁止行為規制の適用に当たっては、真に支配的な事業者を特定して、運用することが必要。収益シェア以外の要素については、特に、旧国営事業体グループという特性や先行事業者としての強い優位性等、純粋に市場競争により勝ち得た要素以外について、十分な考慮がなされるべき。</p> | <p>考え方21</p> |
| <p>■ 前述の二種指定制度の趣旨等を踏まえ、禁止行為規制の適用に当たっては、真に支配的な事業者を特定して、運用することが必要です。なお、収益シェア以外の要素については、特に、旧国営事業体グループという特性や先行事業者としての強い優位性等、純粋に市場競争により勝ち得た要素以外について、十分な考慮がなされるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。</p> |
| <p>意見22 日本のモバイル市場においては、十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべき。今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解。</p> | <p>考え方22</p> |
| <p>■ 二種指定設備規制の対象について</p> <p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきと考えます。</p> <p>今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解しています。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>■ 考え方18に同じ。</p> |
| <p>意見23 現在、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を10%とする電気通信事業法施行規則の一部改正のプロセスが進んでおります。市場環境に応じて、適時適用対</p> | <p>考え方23</p> |

| | |
|---|---|
| <p>象の見直しをすることは、以下の観点から公正競争を促進する上で不可欠なものであり、適切。</p> <p>■ 現在、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を10%とする電気通信事業法施行規則の一部改正のプロセスが進んでおります。市場環境に応じて、適時適用対象の見直しをすることは、以下の観点から公正競争を促進する上で不可欠なものであり、適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大手3社の事業規模や割当周波数を含めた事業環境は、当社を含めた他の会社と大きく異なっており、大手3社が市場支配力と交渉力の優位性を有することは明らかであること。 ➢ 新規参入事業者である当社を例にとった場合、他事業者に対してもMVNOに対しても、周波数を保有するのみを要因として優位な交渉力を持つ状況にはないこと。 <p><MVNO></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続インセンティブは高いものの、MVNOからの選択肢については劣後に置かれる可能性が高い。 <p><他事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に新興事業者は端末シェアが少ない為、相互接続においては他社接続料の影響を大きく受けやすい。 ➢ のべつ幕なしに規制対象の拡大をすることは、新興事業者育成の観点からも問題があること。 ➢ 指定基準値の10%は、制度創設時のPHSのシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針からみても妥当な範囲であること。 <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ 考え方18に同じ。</p> |
| <p>意見24 二種指定設備制度は、一種指定設備と同等な市場支配力に着目した制度として見直しを図るべき。また、上位3社の携帯電話事業者を禁止行為等の規定の対象とすべき。</p> | <p>考え方24</p> |
| <p>■ 市場支配力に着目したドミナント規制</p> <p>以下の観点からも、二種指定設備制度は、一種指定設備と同等な市場支配力に着目した制度として見直しを図るべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル市場の売上高や利用者規模は、固定通信市場を遥かに上まっており、上位3社の寡占状態が続いていること。 ・ 加えて、グループ内におけるクロスセルや販売チャネルの拡大など協業関係が強化されている傾向にあること。 ・ モバイル事業における競争力の源泉の1つである割当周波数でも判るように事業環境でも優位にあること。 <p>なお、この見直しによって、アンバンドル義務やモバイル事業者間におけるローミング義務についても</p> | <p>■ 二種指定設備制度の見直しについては、考え方18に同じ。</p> <p>なお、二種指定設備制度を市場支配力に着目したドミナント規制にすべきとの御意見については、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であり、市場支配力に着目した制度ではない。ただし、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を予防する観点から禁止行為規制が課されている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>制度化する必要があると考えます。</p> <p>■ 禁止行為規制の対象 上述した同様の理由により、現制度下においても、禁止行為規制を適用する事業者にKDDI殿、ソフトバンクモバイル殿も追加すべきものと考えます。 特に、上位3社は2千万以上の契約者数を有し、グループ会社において、固定電話事業、中継事業、固定データ通信事業、モバイルデータ通信事業、PHS事業等を行う事業者を有する巨大グループ企業であり、かつグループの中核としてその市場支配力を行使できる環境にあります。その場合、新規・新興事業者に対する影響力は無視出来ず重大なものとなり、公正競争の阻害要因となります。 (イー・アクセス)</p> | <p>■ 上位3社の携帯電話事業者を禁止行為規制の対象とすべきとの御意見については、考え方18に同じ。 なお、特定の移動通信事業者において、移動通信市場以外の市場で電気通信役務を提供するグループ内他事業者との提携が、当該移動通信事業者の移動通信市場における競争力に影響し得るか否かは必ずしも明確ではなく、仮に実質的に影響を与える場合であっても、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」において例示されている「市場への影響力、ブランド力」、「製品、サービスの多様性」等の要因により市場支配力の有無等が判断されることとなる。</p> |
|--|--|

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

| | |
|--|--|
| <p>意見25 2011年の電気通信事業法との改正により機能分離が実施されたが、現時点で具体的な運用等が明らかではなく、また実施状況報告主体がNTT東西の監視部門であること等、必ずしも十分な実効性が望めないため第三者監視機関の導入等、透明性向上のための方策を講じるべき。</p> | <p>考え方25</p> |
| <p>■ 2009年に発覚したNTT西日本殿による接続情報の目的外利用事案のような違法行為を再発させないためには、NTT東西殿の設備管理部門と設備利用部門間のファイアウォールを徹底する必要があります。本件に関連して、2011年の電気通信事業法等の改正によりNTT東西殿の機能分離が実施されたところですが、現時点で機能分離の具体的な運用等については接続事業者には明らかにされていない状況です。ついては、少なくとも以下のプロセスを明確に踏むことにより、機能分離の実効性や透明性確保を高めるべきです。</p> <p>①設備利用部門の接続に関する手続き・条件等を開示すること ②接続事業者の接続に関する手続き・窓口等におけるNTT東西殿の部門名(設備管理部門・設備利用部門)を明確にすること ③上記①及び②を踏まえ、NTT東西殿の設備管理部門との接続に関する手続き・条件等をNTT東西殿の設備利用部門と接続事業者で同一でないものがあれば同一にすること</p> <p>また、NTT東西殿における監視部門の設置等により、監視の適正性、実効性は基本的に確保されるとされていますが、諸外国の事例等も見れば、最低限、違反事案が生じた場合の厳罰措置の規定や第三者による透明性のある検証スキームの確立等を併せて実施しない限り、十分な実効性は望</p> | <p>■ 機能分離に係る措置や監視の実効性及び適正性の確保については、事業法施行規則第22条の7は、設備部門から独立した監視部門を設置するとともに、機能分離を実現するために必要となる措置を規定しており、一種指定設備を設置する電気通信事業者が講じた措置については、事業法施行規則第22条の8第3号の規定により総務大臣に報告され、総務省において、その報告の内容を基本的に公表した上で、その内容の適正性について検証を行うこととしている。</p> <p>また、事業法施行規則第22条の7第5号等の規定に基づき、一種指定設備を設置する電気通信事業者に接続関連情報の管理の用に供するシステムを使用した者に係る情報や、他の事業者との間において実施した手続の実施の経緯等を記録させることとしており、仮に、これ</p> |

| | |
|---|--|
| <p>めないものと考えます。 以上の点を踏まえ、接続関連情報の目的外利用防止等に係る追加的ルール整備を早急に進めるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果(案)が示すように、NTT東西殿における機能分離措置により接続関連情報の適正な取扱いや手続きの同等性を担保することは一定程度の効果を期待することは出来ませんが、実施状況の報告を行う主体がNTT東西殿の監視部門であることから客観的検証性の担保は必ずしも十分とは言えないと考えます。 そのため、今後の機能分離の実施状況の検証や公正競争レビュー制度にて、ファイアーウォールの構築が不十分との判断が成された場合は、直ちに第三者による監視機関を設置することを検討すべきと考えます。 (イー・アクセス)</p> | <p>らに基づき総務大臣に対して行う報告の内容に疑義があれば立入検査等による確認を行い得る他、当該虚偽の報告をした場合には罰則が科される。よって機能分離に係る措置や監視の実効性及び適正性は確保されるものとする。</p> <p>また、第三者による監視機関等の設置については、上記に加え、公正競争レビュー制度においても一種指定設備を設置する電気通信事業者による機能分離の運用状況に関する定期的な検証を行うこととしており、機能分離に係る検証の客観性は基本的には担保されていることから、ただちに第三者による監視機関等を設置するまでの必要はない。</p> |
| <p>意見26 NTT 東西の 116 窓口におけるフレッツ光の営業活動が未だ確認されていることから、総務省は詳細な実態を把握し、必要に応じて設備利用部門の接続情報の閲覧等に係る規制を厳格化する等の追加措置を講じるべき。</p> | <p>考え方26</p> |
| <p>■ 従前より述べているとおり、接続の業務に関して知り得た情報を用いたと思われる NTT 東西殿の 116 窓口におけるフレッツ光の営業活動が 2011 年 7 月時点においてもなお確認されている状況です。本検証結果案においては、NTT 東西殿による申告をもって、「一定の措置が講じられていると認められる」とされていますが、弊社共としては、本件に関し、現時点でも必要十分な措置が講じられていないとの懸念が拭えません。本件が、過去、NTT 東西殿に対して周知・徹底等の要請がなされている事案であることを踏まえれば、電気通信事業法第 166 条による総務省殿の調査権限を活用する等により、詳細な実態を把握し、必要に応じて、設備利用部門からの接続情報の閲覧等の規制を厳格化する等の追加措置を講じるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 総務省は、これまで、NTT 東西において、「116 窓口」における接続業務に関して知り得た情報等を用いた営業活動の発生を防止するための措置が講じられていることを確認している。</p> <p>さらに、平成 23 年 11 月 30 日に施行された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)により、同社において機能分離のための体制が整備されることとなる他、総務省は同社の講じた措置について報告を受け、その妥当性を検証するとともに、必要に応じて適切な措置を講じることとなるため、これらの検証等を通して NTT 東西における他事業者情報の取扱いについて、引き続き注視していくこととする。</p> |
| <p>意見27 NTT 東西の業務委託先会社等において禁止行為の潜脱行為がなされるおそれがあるため、禁止行為規制の対象及び NTT 東西の業務監督義務の対象を拡大すべき。</p> | <p>考え方27</p> |
| <p>■ 業務委託会社や販売代理店を通じてであっても、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が一体的に活動することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気</p> | <p>■ 禁止行為規制の対象については、同規制が市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用し</p> |

通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。

また、「業務委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、これまでの県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。

加えて、次の点を踏まえると、資本関係があるか否かや、電気通信事業者か否かに関わらず、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿に課せられている規制は、全ての業務委託会社や販売代理店においても遵守されるべきと考えます。

◇行為規制は、事業者の業務を規制するものであるため、当該業務を事業者自らが実施しようと、委託された他の事業者が実施しようと、同じ規制が課せられるべき

◇例えば、個人情報保護法において、事業者が個人情報を取扱う業務を委託等する場合には、当該業務委託会社に対する管理監督義務が課せられている

そのため、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿において、全ての業務委託会社や販売代理店に対して自社に課せられている規制を遵守させるといった管理監督義務がある旨、明確化することが最低限必要と考えます。

さらには、本事業を完全に排除するために、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が同一会社に業務を委託等することを禁止することも検討すべきと考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ 現行の電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、持株比率50%以上の子会社(県域子会社等)への監督義務が課されていますが、後述するNTTファイナンス殿によるNTTグループの料金請求・回収業務の統合の施策に見られるとおり、当該監督義務の対象外のグループ会社を活用し、禁止行為規制の潜脱行為が行われようとしている状況にあります。従って、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。)殿の子会社やNTT東西殿による取引総額が過半となる等、実質的に影響力を行使し得る委託先事業者等についても、監督義務の対象とする等、追加的措置を講じるとともに、より本質的には、NTTの在り方の見直しを含む更なる措置を前倒しで検討していくことが必要であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 検証結果(案)では、機能分離措置による監督規制の対象としてNTT東西殿と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社に限定することが適切との考え方が示されています。

しかしながら、NTT東西殿から業務委託を受けた県域等子会社が再委託、再々委託を行う事例が存在することも考慮すれば、規制の対象外となるとところで反競争行為が行われることも懸念されます。このように、法改正後の禁止行為規制であっても、業務実態と乖離が生じ形骸化する可能性があるものと考えます。

具体的には、禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加すること、並びに監督規制の対象は密接な業務委託先子会社に限定するのではなく、資本関係等に関わらず拡大することが必要と考えま

た場合、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が著しく大きいことからこれを未然に防止するために規定された厳格なものであることに鑑みれば、その対象を過度に拡大することは適切ではない。

他方、NTT西日本の業務を受託する県域等子会社が接続の業務に関して知り得た他事業者等の情報を目的外に利用した事案が発生したことを踏まえ、改正法において、業務委託を通じた禁止行為規制の潜脱を厳重に抑止する観点から、NTT東西に対して、それと同一視し得るような密接な関係のある業務委託先子会社等に対する適切な監督が義務付けられたところである。しかし、電気通信事業者ではない者に対して禁止行為規制を課すことや一律に業務委託を禁止すること、または全ての業務委託先や販売代理店を監督対象とすることは、禁止行為規制の趣旨に照らし、他の電気通信事業者に対する規制との関係でバランスを失うため適切ではない。

また、NTT東西の再委託先については、事業法施行規則第22条の8第2項イ(3)の規定に基づき、NTT東西に対し、監督対象子会社等における再委託の有無を報告させることとしており、その有無に応じて、当該監督対象子会社等に対する業務委託における契約条項として再委託を許容するか否か、許容する場合の委託条件や再委託先が遵守すべき事項等を明確に規定しているかといった観点からその妥当性を検証することが可能である。

■ なお、NTT東西が実質的に影響力を行使し得る業務委託先事業者等についても監督義務の対象とすべきとの御意見については、現行のNTT東西による業務委託先子会社等の監督に係る規定は、規制の予見可能性を高める観点から、監督対象となる子会社等の範囲を特定するに当たり、一定の判断を要する実質基準を用いるよりも、外形的に対象が明確となる議決権の過半数という形式基準を用いることとしたものである。また、公正競争レビュー制度において、業務委託先子会社等の監督に係る運用状況について検証を行うこととしており、当該検証の結果

| | |
|---|--|
| <p>す。 このように、禁止行為規制は、NTTグループの業務実態を鳥瞰的にとらえ、網羅的に検証可能とする制度作りが必要と考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>■ これまで代理店等の販売活動については、代理店等の独自判断による施策であるとして、NTT 東西殿や株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)殿に対し、特段の指導がなされていませんでした。しかしながら、こうした販売活動は、NTT 東西殿等が禁止行為を侵した場合と実質的に同等の効果を発揮するものであり、公正競争上において問題が生じることに差異はありません。例えば、後述する NTT ファイナンス殿の施策が仮に実施された場合、代理店独自の施策であったとしても、「NTT グループ内であれば請求書が一括となり、支払いの手間が簡易になる」等を訴求する営業手法により、NTT グループのサービスが優先的に販売されることとなれば、公正競争に及ぼす影響は甚大です。従って、代理店の判断等であるため一義的に問題なしと評価するのではなく、営業実態等も見据えたより本質的な判断により、代理店の行為についても、禁止行為規制の対象である NTT 東西殿や NTT ドコモ殿の行為の一部とみなし、同等の禁止行為規制を適用する、若しくは監督義務を拡大する等の追加的措置を講じるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>速やかに対応すべき課題があると認められる場合は、必要に応じ、ブロードバンド競争政策委員会の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講じることとする。</p> <p>■ なお、営業業務等の委託先が子会社等に該当しない会社であったとしても、当該会社が接続関連情報の目的外利用といった反競争的行為を行った場合には、その委託元である電気通信事業者に対して、その事業の運営が適切であったかという観点から、必要に応じ、業務改善命令等の措置を講じることが可能である。</p> |
| <p>意見28 ドコモショップ又は家電量販店を通じた NTT グループ商品の一体的な販売活動について、実効性のある調査・検討を行うべき。</p> | <p>考え方28</p> |
| <p>■ それぞれ禁止行為規制の潜脱行為、公正競争要件への抵触との意見に対し、「十分な論拠が得られているわけではない」としつつも、その可能性があることから「引き続き注視していく」となっています。これらの対応は問題の先送りとなりかねないため、一層踏み込んだ調査・検討を行い、必要な場合には是正措置の検討も行う専門の委員会等の仕組みを創設し、実効性をさらに高める必要があると考えます。 (日本ケーブルテレビ連盟)</p> | <p>■ ドコモショップ又は家電量販店における NTT グループ商品の販売については、これまでも競争セーフガード制度の運用を通じて注視してきたところだが、今後、公正競争レビュー制度のものと禁止行為規制の遵守状況に関する検証においても引き続き注視していく。また、当該検証において速やかに対応すべき課題が認められる場合は、ブロードバンド競争政策委員会における審議も活用しつつ、適時適切な措置を講じることとする。</p> |
| <p>意見29 NTTドコモを NTT 東西の特定関係事業者に追加すべき。</p> | <p>考え方29</p> |
| <p>■ 「ドコモショップにおけるフレッツ販売」に見られるNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携は、双方が指定電気通信設備を持つことを踏まえれば、特に巨大な市場支配力が行使されることが懸念されます。したがって、その影響の重大性を鑑みて、NTTドコモ殿はNTT東西殿の特定関係事業者に追加する必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p> | <p>■ 電気通信事業法第 31 条第1項及び第2項は、同法第 30 条第3項に係る禁止行為に該当しない一定の反競争的行為について、一種指定設備を設置する事業者である NTT 東西が特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいことに鑑み、NTT 東西に対し、特定関係事業者との間においてさらに厳格なファイアーウォールを設ける趣旨で規制を課すものであり、特定関係事業者の対象を過度に拡大することは適切ではない。</p> <p>ドコモショップにおけるフレッツ光サービスの販売については、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)は、販売代理店が、NTT ドコモの代理店契約とは別に、自らの経営判断によりフレッツ光サービスの販売受託を行っているとしており、禁止行為規制に照らし、当該施策が自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に該当するとの論拠が十分に得られているわけではないが、2012 年度以降も、公正競争レビュー制度の運用等を通じ、引き続き注視していくとともに、速やかに対応すべきであると認められた場合は、必要に応じ、ブロードバンド競争政策委員会の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講じることとする。</p> |
| <p>意見30 グループドミナンスは、情報通信市場の独占化や寡占化を招き競争環境に深刻な影響を与えることから、NTT グループ及びモバイル事業者を有する「企業グループ」への適用を念頭に総合的な市場支配力に着目した規制の導入等、より包括的な規制制度を早期に検討・導入すべき。</p> | <p>考え方30</p> |
| <p>■ 既に情報通信市場全体において強い市場支配力を持つNTTグループにおいては、指定電気通信設備制度等の規制を形式的にはクリアしつつも、実質的には、持株体制の下、再編の意図に反したNTTグループの一体化が加速しています。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>このように進展しつつあるグループドミナンスの問題は、情報通信市場の独占化や寡占化を招くものであり、競争政策において非常に重要かつ深刻な問題であります。</p> <p>そのため、NTTグループは当然のことながら、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」への適用も念頭に、総合的な市場支配力に着目した規制の導入等、より包括的な規制制度を早期に検討・導入すべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> | <p>■ より包括的な規制制度を早期に検討・導入すべきとの御意見については、考え方1前段に同じ。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>意見31 「NTT IDログインサービス」や「NTTネット決済」は、NTTファイナンスによる料金一括請求・回収の施策と同様に実質的な排他的グループ連携に該当する恐れがあることから、NTTグループのグループドミナンスに着目した公正競争要件の再構築を行うべき。</p> | <p>考え方31</p> |
| <p>■ 従前より述べているとおり、「NTT ID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定できるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当する疑いが強いものと考えます。後述する NTT ファイナンスの施策同様、実質的な排他的グループ連携に該当する恐れが高いことから、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講ずるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果(案)では、「ドコモショップや家電量販店等を通じたNTTグループの営業連携」、「NTT ID ログインサービス」、「NTTネット決済」、「おまとめキャッシュバック」は注視対象となっています。しかしながら、この延長線上にある2012年2月に報道発表された「NTTファイナンス殿による料金一括請求・回収」等の事例は、実質的にNTTグループに閉じた連携であり、禁止行為規制及び移動体分離要件等に潜脱した行為であると考えます。これら事例は、事業領域を跨ぐ巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がる懸念されるため、NTTのグループに係る公正競争要件はNTTのグループドミナンスに着目して早急に再構築すべきと考えます。したがって、現行の公正競争要件は、制度整備3年後の包括的検証を待たずに、現行の組織や業務実態を踏まえた見直しを行うとともに制度としての予見性を高める必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p> | <p>■ 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」については、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コミュニケーションズ」という。)は他事業者に対しても同様に認証・決済基盤の提供するとしていることから、同一グループ内の排他的業務に該当するとはいえ、直ちに問題があるとはいえないものの、2012 年度以降も、公正競争レビュー制度の運用等を通じ、引き続き注視していくとともに、速やかに対応すべきであると認められた場合は、必要に応じ、ブロードバンド競争政策委員会の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講ずることとする。</p> <p>■ NTT ファイナンスによる請求・回収業務の一元化については、総務省として、本年3月 23 日に、禁止行為規制や料金規制等の適用を受ける各社に対して、当該規制等の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずることに加え、講じた措置の内容について毎年度の報告を求めたところ。今後は総務省における検証に加え、例えば、公正競争レビュー制度に基づき、ブロードバンド競争政策委員会において、必要に応じ、検討を行うことも考えられる。</p> <p>■ なお現行の公正競争要件の見直しについては、考え方1前段に同じ。</p> |
| <p>意見32 NTTファイナンスによる料金一括請求・回収の施策は、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で NTT 法の趣旨に反する。よって本案件に関する早々の調査と実施延期や見直しを含む指導の検討、及び今後の公正競争確保に向けた必要な措置に係る議論を行うべき。</p> | <p>考え方32</p> |
| <p>■ 本年2月2日付けで、NTT持株殿及びNTTファイナンス株式会社殿が発表した、NTT東西殿、NTTドコモ殿、並びにNTTコミュニケーションズ殿の料金の請求・回収業務の統合については、同2月15</p> | <p>■ NTT ファイナンスによる請求・回収業務の一元化については、考え方31中段に同じ。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>日付け66事業者・団体にて提出した要望書、並びに同3月13日付け74事業者・団体にて提出した意見申出書のとおり、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT法の趣旨に反する行為であると考えます。</p> <p>そのため、喫緊の対応として、早々の調査と本施策の実施延期や見直しを含む指導を検討頂くとともに、オープンな場において今後の公正競争確保の観点から十分な調査審議を行い、必要な措置を講じて頂くことを要望いたします。</p> <p>少なくとも、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為（NTTグループサービスのセット販売やポイント等の特典制度等）がなされないよう厳正に措置頂くことが必要と考えます。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p> <p>■ 本年2月2日、NTT 持株殿及び NTT ファイナンス殿から、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT コミュニケーションズ」という。）殿（以下、あわせて「NTT グループ四社」という。）の料金の請求・回収業務、問い合わせ窓口の統合が発表されました。</p> <p>また、本統合に当たり、業務統合される上記事業会社 4 社の料金請求・回収部門と計 8,500 人の従業員を NTT ファイナンス殿に移すものとも報じられています。（以下、当該一連の施策を「本施策」という。）</p> <p>こうした施策は、NTT グループの料金請求部門の再統合を意味するものであり、これまで公正な競争を促進するために講じられてきた 1992 年の移動体部門分離や 1999 年の NTT 再編等の通信政策をないがしろにし、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT 法」という。）の趣旨に反する脱法的行為であると考えます。また、本施策については、前述の NTT 法の趣旨や NTT 持株等に係る累次の公正競争要件に反する行為であるとともに、電気通信事業法第 19 条、第 29 条及び第 30 条等に照らして、グループ間共同営業やグループ内情報集約等の観点においても、公正競争上、極めて問題が大きいと考えられます。（関連法令等に定める要件に対応する問題点・懸念等については別添 1 を参照下さい。）</p> <p>以上の点を踏まえ、まずは喫緊の対応として、総務省殿において施策の実施延期や見直しを含む厳格な措置を講じるとともに、既定の「光の道」包括的検証を待つことなく、NTT の組織の在り方も含めた議論を早急に開始すべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> | <p>■ NTT の組織の在り方を含めた公正競争確保のための措置については、考え方1前段に同じ。</p> |
| <p>意見33 NTT東西が規制により提供できないことを前提とした割引サービスの提供等が競争事業者の不当な排除や、不当な相互補助に該当しないか、十分に検証すべき。</p> | <p>考え方33</p> |
| <p>■ 情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活</p> | <p>■ 現行の競争ルール等の見直しについては、考え方1前段に同じ。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDDI殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始したところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・ したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 ・ また、NTT東西が規制により提供できないことを前提とした割引サービスの提供や、固定通信の顧客獲得にあたって移動通信の料金を割り引くといった手法が、競争事業者の不当な排除や、不当な相互補助にあたらぬか、十分な検証が必要であると考えます。 <p>(NTT西日本)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ なお、NTT東西に係る非対称規制については、一種指定設備を設置する電気通信事業者による市場支配力の濫用を防止することにより、電気通信事業者の間の公正な競争を確保し、電気通信市場の健全な発達を図る趣旨であり、それに基づく規制の非対称性には合理性が認められる。他方、仮に、同規制の適用を受けない電気通信事業者による反競争的行為等により、公正競争環境の確保に支障を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、現行の競争ルールのなかで適切な対応が図られることとなるものである。 |
| <p>意見34 これまで競争セーフガード制度等で挙げられた公正競争上の問題のある事例等を禁止行為の具体的な事例として共同ガイドラインを追加するとともに、公正競争レビュー制度において検証方法等についてのガイドライン等への明確化、情報通信審議会における検証結果の定期的な審議を行うべき。</p> | <p>考え方34</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 禁止行為規制に関する具体的事案について 今年度の競争セーフガード制度における検証結果案においても、これまで当社を含む競争事業者から、公正競争上問題がある事例として、禁止行為規制の対象であるNTT東・西又はNTTドコモによるグループ内企業との連携や、非電気通信事業者であるNTTファイナンスを活用したNTTグループ連携等について重ねて指摘されていますが、「十分な論拠が得られない」等の考え方が示され、「引き続き注視する」と結論付けられています。 このような状況の中、一昨年に発生したNTT西日本における接続情報の目的外利用の事案や、本年2月2日に報道発表されたNTTファイナンスを活用したグループ一括請求の施策に鑑みると、本制度によって公正競争要件の有効性・適正性が確保されているとは到底言えず、これまでの競争セーフガード制度における検証スキームは形骸化していると言わざるを得ません。 新たに創設された公正競争レビュー制度においても、競争セーフガード制度と同様に検証プロセスが不透明なままであれば、NTTグループによる共同営業行為等を抑止する実効性が確保されない恐れがあります。 また、今般改定案が発表された「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(共同ガイドライン)」においても、禁止行為の具体的な事例の追加は行われておらず、実効性を確保するには | <ul style="list-style-type: none"> ■ NTTファイナンスによる請求・回収業務の一元化については、考え方31中段に同じ。 ■ 共同ガイドラインについての御指摘は、本意見募集とは直接関係ないものであるが、今後そのような検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。 ■ なお、公正競争レビュー制度における検証については、考え方1前段に同じ。 |

至っていません。

このため、これまで競争セーフガード制度等で挙げられた公正競争上の問題がある事例等(以下参照)を禁止行為の具体的な事例として共同ガイドラインに追加するとともに、公正競争レビュー制度においては、検証方法や継続的なチェック、PDCAサイクルの実行等についてガイドライン等において明確化し、検証結果についても、必要に応じてではなく、定期的に情報通信審議会で調査審議すべきと考えます。

【公正競争上の問題事例】

<機能分離関連>

- ・「116窓口」におけるNTT東西の営業活動
- ・NTTグループ会社間の役員等の人事異動

<グループドミナンス関連> -グループ一体営業

- ・県域子会社とNTT東西及びNTTグループ会社の一体営業
- ・ドコモショップにおけるフレッツとNTTドコモ携帯電話のセット割引
- ・家電量販店におけるフレッツとOCNのセット販売
- ・NTT再編成前に取得した加入者情報を活用したNTTコムによるアウトバウンド営業
- ・NTT東西とNTTコムによる法人サービスの共同営業行為

<グループドミナンス関連> -グループ連携

- ・「おまとめキャッシュバック(NTTファイナンス)」によるグループ各社の優先的取扱
- ・「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」等、実質的なグループ連携による排他的行為

なお、近時提供開始または発表された以下の事案については、電気通信事業法の規定やNTT法の趣旨に反する脱法的行為であり、グループドミナンスのかくれみのとして運営されていることから、直ちに追加的に検証することを要望します。

-NTTファイナンスによる料金請求・回収業務の統合

-NTTコムが、NTTドコモのMVNOとして、NTT東・西のフレッツ光と組合せて提供するデータ通信サービス(OCNモバイルエントリーd)

-日本通信が、NTTドコモのMVNOとして、NTT東・西のフレッツ光と組合せて提供するデータ通信サービス(b-mobile FMC for フレッツ光)

(KDDI)

(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

| | |
|--|---|
| <p>意見35 NTT東西とNTTコミュニケーションズにおいて法人営業の集約化が排他的共同営業に該当するおそれがある点について、総務省は電気通信事業法第166条の調査権限等を実施すべき。</p> | <p>考え方35</p> |
| <p>■ NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿による申告をもって、「公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない」とされていますが、競争事業者としては「自己の関係事業者と一体となった排他的営業」に該当すると恐れやNTT再編時の公正競争要件等に抵触しているとの懸念が拭えません。従って、電気通信事業法第166条による総務省殿の調査権限を活用する等により、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿間でやり取りされている情報の実態調査等も実施すべきであり、問題が認められた場合には、法人営業の集約等について明確に禁止する追加的措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ それぞれ禁止行為規制の潜脱行為、公正競争要件への抵触との意見に対し、「十分な論拠が得られているわけではない」としつつも、その可能性があることから「引き続き注視していく」となっています。これらの対応は問題の先送りとなりかねないため、一層踏み込んだ調査・検討を行い、必要な場合には是正措置の検討も行う専門の委員会等の仕組みを創設し、実効性をさらに高める必要があると考えます。</p> <p>(日本ケーブル連盟【再掲】)</p> | <p>■ NTT 東西と NTT コミュニケーションズの法人営業の集約化について、NTT 東西は、NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のもので同一であるとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>他方、本件については、検証結果案において示したとおり、引き続き注視していくこととしており、今後、2012 年度以降の公正競争レビュー制度の運用等を通じ、速やかに対応すべきであると認められた場合は、必要に応じ、ブロードバンド競争政策委員会の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講じることとする。</p> |
| <p>意見36 活用業務によりNTT東西の業務範囲がなし崩し的に拡大している。よって、活用業務に係る手続きについて透明性・客観性を一層向上させるとともに、NTT東西自身による上位レイヤー進出等に歯止めをかけるべき。</p> | <p>考え方36</p> |
| <p>■ これまでの活用業務によるNTT東西殿のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を歪め、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。</p> <p>また、事業者間競争が促進されることを前提に、利用者利便性の向上に配慮して、例外的に導入されたはずの活用業務が、当たり前のように利用されている状況にあります。</p> <p>NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、過去認められた活用業務による影響等を分析・評価したうえで、活用業務制度の廃止に向けて本質的な議論を行うことが不可欠と考えております。</p> <p>しかしながら、過去認められた活用業務による影響等を分析・評価することなく、新たな活用業務全てが認められ続け、また、活用業務制度自体についても、認可制から事前届出制へと見直す契機となった「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を含め、公の場において一度も本質的な検証・検討が行われないうまま、現在に至っております。</p> <p>そのため、活用業務制度自体について、次の取組みの早期実施を強く求めます。</p> | <p>■ 活用業務は、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づき、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」に限り、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又は職員を活用することにより営むことが認められており、活用業務の届出があった際は、総務省において「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に沿って、公正競争環境に与える影響等について確認を行っている。</p> <p>■ 活用業務における透明性を確保すべきとの御意見については、総務省は、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第2条の3の規定等に基づき、NTT 東西の</p> |

| | |
|--|--|
| <p>◇活用業務による情報通信市場への影響等について精緻に分析・評価すること ◇活用業務制度自体について本質的な検証・検討を行うこと</p> <p>また、上記取組みに並行して、事前届出制のもとでNTT東西殿の業務範囲拡大が更に進み、独占回帰に繋がることのないよう、本年1月24日付け23事業者にて提出した要望書のとおり、活用業務に係る手続きについて透明性・客観性を一層向上頂くとともに、NTT東西殿自身による上位レイヤー進出等に歯止めをかけて頂くことを、要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 2011年12月21日、NTT東日本殿から、「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」(以下、「本件活用業務」という。)を活用業務として提供する旨の届出がありました。本件活用業務は、NTT東西殿が上位レイヤーになし崩し的に業務範囲を拡大する足掛かりとなるものでありネットワークレイヤーにおける市場支配力が現状以上に上位レイヤーに及ぶことは明らかです。こうした結果、他のアプリケーションサービス事業者との同等性確保は困難となり、公正競争に深刻な影響を与えることとなります。従って、活用業務に係る省令・ガイドライン等において、NTT東西殿によるISP事業への参入等上位レイヤーへの業務範囲拡大を含む公正競争を阻害するおそれがある事例を禁止事項として追加するとともに、少なくとも、本件活用業務と同様の態様であっても、新たなアプリケーションサービスを開始する場合は、その都度、当該活用業務に係る連携先の事業者をチェックする等により、なし崩し的な業務範囲拡大に歯止めをかけるべきと考えます。</p> <p>なお、活用業務制度については、NTTの独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、制度自体を廃止すべきとの考えに変わりはありません。事実、活用業務制度は、地域電気通信業務に係る設備、技術及び職員を、本来業務である地域電気通信業務に影響を与えない限りにおいて、公正競争の確保に支障のない範囲で、他の電気通信業務等に利用して提供するものとされている一方、現状、NTT東西殿が活用業務として提供されている県間IP伝送やひかり電話は実質的な本来業務となっており、これは制度の趣旨を明らかに逸脱するものであるとともに、前述したNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。本件活用業務に係るサービスに見られるよう、今後、活用業務制度の届出制への移行に伴い、こうした傾向が助長されることが危惧されることから、最低限の措置として、事前届出期間を十分なものに延長し、届出があった際に競争事業者の意見を反映する公の場を設けるとともに、市場監視等の機能を担う常設機関を新たに設置すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>活用業務の届出の内容及び届出のあった活用業務に対する総務省の考え方を公表している。これらにより NTT東西が行おうとする活用業務が「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」であるか否かに対する総務省の判断が示されるとともに、競争事業者等は当該示された考え方について、必要に応じ、電気通信事業法第 172 条の規定に基づく意見申出等を行うこともできることから、手続の透明性は十分に確保されている。</p> <p>■ なお、御指摘の NTT 東日本により届出のあった活用業務については、必ずしも通信回線を設置することなく営むことのできるアプリケーションサービスと同等のものであり、競争事業者においてもサーバ設備やインターネット回線を調達すること等により同様のサービスを提供することが可能であること等に鑑み、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であることを確認している。なお、今後新たな活用業務の届出がなされた際は、その都度公正競争環境に与える影響等について総務省で確認を行うこととなることから、NTT 東西の業務範囲が不適切に拡大するおそれがあるとの指摘には当たらない。</p> |
| <p>意見37 「フレッツ・テレビ」広告表示において、放送サービスの主体がNTT東西ではない旨が明文化されるよう、表示方法を改善すべき。</p> | <p>考え方37</p> |

| | |
|---|--|
| <p>■ 本件については KDDI 株式会社殿が 2011 年 7 月時点の広告物を提出し、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっていないこと等について指摘しているにも係らず、具体的な検証がなされた形跡が認められないまま、「運用状況等について引き続き注視」とされています。従って、本件に係る十分な調査や評価を行うとともに、本サービスの広告表示の改善について NTT 東西殿に対して追加的な指導を行うべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ フレッツ・テレビの広告表示については、NTT 東西は 2008 年度の検証結果に基づく要請を受けて、広告等に同社が放送サービスの提供主体ではない旨を明記していることを確認しており、直ちに問題があるとはいえない。今後も、当該要請を受けて講じられる措置の運用状況等を引き続き注視していくこととする。</p> |
| <p>意見38 NTTグループのグループドミナンスの行使を防止する観点から、NTTグループ会社間の人事交流について、NTTの在り方の見直しを含む更なる措置の必要性という文脈において、早急にあるべきルールを検討すべき。</p> | <p>考え方38</p> |
| <p>■ 前述のNTTファイナンス殿の施策にもあるとおり、昨今、NTTグループは「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源をNTT持株殿の元に統合する動きを活発化させています。NTTグループ間における役員の人事異動等、NTT持株殿を中心とした戦略的な人材配置については、上記施策等と相俟って、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。 このような状況下においては、そもそもNTT持株殿を中心とした体制の是非が問われているのであり、本事案を「持株会社の業務遂行上の必要性」と言った論点で評価するだけでは明らかに不十分です。従って、NTTの在り方の見直しを含む更なる措置の必要性という文脈において、早急にあるべきルールが検討されるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果(案)にて示されている「NTTグループ会社間の人事交流」は、移動体分離やNTT再編の趣旨を形骸化し、実質的にNTT持株殿を中心としたグループ各社の一体経営を可能とするものであると考えます。そのため、グループドミナンスの行使を防止する観点から、各種公正競争要件については、退任・退職(転籍)に係らずNTTグループ会社間の人事交流を一律禁止するよう見直す必要があると考えます。 (イー・アクセス)</p> | <p>■ NTTグループ会社間の人事交流については、これを一律禁止することは、持株会社体制における経営を不当に硬直化させることから適切ではない。他方、電気通信市場における公正競争環境を確保する観点から、公正競争環境に及ぼす影響の大きいと考えられるNTTドコモとNTT 東西及び NTT コミュニケーションズとの間の職員の在籍出向の禁止、NTT 東西と NTT コミュニケーションズ間の職員の在籍出向及び役員の兼任の禁止が課されているところ。 NTT の在り方を含む競争ルール全体の枠組みの見直し等については、考え方1前段に同じ。</p> |
| <p>意見39 「NTT」等を県域子会社やNTTグループ各社が社名の一部に用いることは、誤認を生む可能性が極めて高いことが予想されることから、NTT法第8条の解釈の明示及び「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべき。</p> | <p>考え方39</p> |
| <p>■ NTT 法第 8 条の趣旨を踏まえれば、「日本電信電話株式会社」等と同義である「NTT」等を、県域子会社や NTT グループ各社が社名の一部に用いることは、不適当と言わざるを得ません。一般的に、</p> | <p>■ 「NTT 東日本-〇〇」等の県域等子会社の社名については、検証結果案において示したとおり、法制上特段の</p> |

| | |
|---|---|
| <p>「NTT 東日本一〇〇」等を NTT 東日本殿と誤認する可能性は極めて高いことが容易に想定されることから、NTT 法第 8 条の解釈の明示及び「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視していくこととする。</p> <p>他方、2012 年度以降の公正競争レビュー制度の運用等を通じ速やかに対応すべきであると認められた場合は、必要に応じ、ブロードバンド競争政策委員会の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講じることとする。</p> |
|---|---|

(5) その他

| | |
|---|--|
| <p>意見40 NTTコミュニケーションズがNTT再編成前に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている疑いがあるため、総務省は電気通信事業法第166条による調査権限を活用する等により調査を行うべき。</p> | <p>考え方40</p> |
| <p>■ NTTコミュニケーションズ殿による申告をもって、「公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない」とされていますが、弊社共としては、過去疑わしい事例を把握した経緯があり、電気通信事業法第30条第3項第2項及び「NTTの承継に関する基本方針」に抵触しているとの懸念が拭えません。従って、電気通信事業法第166条による総務省殿の調査権限を活用する等により、NTT再編時に継承した契約者情報の利用実態等を調査の上、問題が認められる場合には、NTTコミュニケーションズ殿のサービスを利用していないマイラインユーザ情報の破棄等、NTT再編時に承継した加入電話情報の営業利用を禁止するための措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ NTT コミュニケーションズのアウトバウンド営業については、本検証結果案において示したとおり、公正競争上の問題が発生しているという論拠が十分に得られているわけではないが、同社による営業活動について引き続き注視していくこととする。</p> <p>他方、2012 年度以降の公正競争レビュー制度の運用等を通じ速やかに対応すべきであると認められた場合は、必要に応じ、ブロードバンド競争政策委員会の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講じることとする。</p> |
| <p>意見41 NTT東西へ番号ポータビリティを行う際、手続きの不備により利用者に移転元事業者及びNTT東西から請求が二重に行われる事象が発生した件について、依然同事象が発生していることから、総務省は同社に対する継続的な状況の注視及び追加的措置を講じるべき。</p> | <p>考え方41</p> |
| <p>■ 本事象に関しては、過去、番号ポータビリティ実施時において、移転先の事業者である当社から移転元の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、当社としては、その都度お客様および事業者への対応を行い、是正に努めてきたところであり、今後とも二重請求が起こらないよう再演防止の徹底に努めていくとともに、システム面での対処について本年5月に実施する予定です。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>■ NTT東西殿による申告をもって、「再発防止のための措置を講じたとしている」とされていますが、接続事業者としては、依然として、手続きの不備によるユーザへの二重請求トラブル等の事象を知得し</p> | <p>■ NTT 東西の番号ポータビリティ手続に関する問題については、検証結果案において示したとおり、NTT 東西は、当該事象について、再演防止の徹底に努めるものとし、システム面での対処を行うとしており、当該措置の運用について注視していくこととする。</p> <p>他方、2012 年度以降の公正競争レビュー制度の運用等を通じ速やかに対応すべきであると認められた場合は、必要に応じ、ブロードバンド競争政策委員会の審議の場も活用しつつ、適時適切な措置を講じることとする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ています。引き続き、総務省殿においても状況を注視の上、問題等が認められた場合には、NTT東西殿に改めて周知・再発防止のための措置の徹底を求める等、追加的措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | |
| <p>意見42 アクセスのマイグレーションについては、現時点で確定したものはないが、決定した際には速やかに他事業者に説明する。またPSTNのマイグレーションについては、円滑な移行を図るため、利用者の利用動向を踏まえた代替サービス提供・開発や、利用者及び関係事業者への十分な周知を行う。</p> | <p>考え方42</p> |
| <p>■ メタルから光へのマイグレーションについては、今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏まえ、検討していく必要があるため、現時点で、確定したものはなく、関係者に共有できる状況にはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれにしても、現在の接続約款において、メタル回線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、当社はルールを遵守し、遅くともメタル回線撤去開始の4年前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した際には、速やかに他事業者にご説明させていただく考えです。 ・ なお、当社としては、PSTN(コアネットワーク)のマイグレーションにあたっては、円滑な移行を図っていくために、お客様対応にあたっては、お客様の利用動向を踏まえ、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行うとともに、十分な周知期間を取ることに、極力お客様や関係事業者にご迷惑をおかけしないように責任をもって進めて行く考えです。 <p>(NTT東西)</p> | <p>■ メタル回線のメタルから光への移行については、利用者及び関係事業者に影響を与えることとなることから、NTT東西においては関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で移行の円滑化に向けた様々な方策について検討ができるよう、早期に十分な周知を行うことが求められる。</p> <p>この点について、移行の円滑化を求めたブロードバンド答申を踏まえ、総務省は、平成24年2月2日にNTT東西に対し、2012年6月末までに2012年度以降のメタル回線撤去等の対応の考え方について報告するよう要請したところ。</p> |
| <p>意見43 アクセス回線において二重コストが発生していることから、NTT東西はメタル回線の効率的な巻き取り方策の検討や利用者及び接続事業者への十分な計画周知等を行うべき。また、総務省はマイグレーション促進に資する総合的な取組を推進すべき。</p> | <p>考え方43</p> |
| <p>■ 昨年末の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(案)」に対する意見募集において、NTT東西殿は、メタルアクセスについて「2020年代初頭においては、未だ1,000万回線から2,000万回線程度残ることが現時点では見込まれます」との见解を初めて表明しました。しかしながら、アクセス回線における二重コストが現に発生しており、また、アクセス回線の移行スケジュールが接続事業者の事業運営にも多大な影響を及ぼし得ることを踏まえると、現在のNTT東西殿の見込みを確定的なものとするべきではなく、引き続き、NTT東西殿は、メタル回線の効率的な巻き取り方策の検討や利用者や接続事業者への十分な計画周知等を行うべきと考えます。その際、「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会」における不定期の注視及びNTT東西殿による適時適</p> | <p>■ NTT東西はメタル回線の巻き取りに関する計画を早期に十分な計画周知を行うべきとの御意見については、考え方42に同じ。</p> |

切な情報提供への期待のみでは、効果的なマイグレーションの見込みは低いと言わざるを得ません。従って、総務省殿において、NTT東西殿に対するマイグレーション計画の再検討や情報公開等に係る追加的及び継続的な指導を行うことや積極的周知活動(IP化・光化によるサービスの高度化といった移行メリットのみならず、二重コスト等タイムリーに移行しないことによるデメリットや装置寿命等による機器変更が不可避な点等の周知活動)を行うこと等により、マイグレーションの促進に資する総合的な取組みを推進すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 検証結果(案)のアクセス回線における移行スケジュールをNTT東西殿が早期に提示すべきとする考え方に賛同いたします。

2010年11月にNTT東西殿よりコア網の概括的展望が示されたものの、アクセス網については、「2020年代初頭において、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとの見込み」が示されたのみであり、メタル回線を利用する競争事業者が今後の事業の予見性確保に必要な情報は未だ提示されておられません。

したがって、NTT東西殿と競争事業者間の情報の非対称性により移行期の公正競争環境を阻害しないように、例えば以下のような情報は早急に示して頂く必要があると考えます。

<必要な情報>

- ・2020年代初頭に、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとした根拠
- ・メタル回線と光回線の設備維持及び運営管理にかかる二重コスト負担の回避方法、及びコストの最適化を図る方法(未利用設備の撤去等)
- ・メタル回線を利用したIP電話の提供有無と関連する接続事業者サービス(ドライカップ電話、ADSLラインシェアリング等)の継続可否及び代替サービスの提供方法

(イー・アクセス)